

# もり・みず 市民事業支援補助金 を活用してみませんか？

## もり・みず市民事業支援補助金とは？

※正式名称：水源環境保全・再生市民事業支援補助金

水源環境の保全・再生を目的とした活動にかかる経費を補助する制度です。

水源保全地域での活動に限らず、横浜、川崎など水源保全地域以外で実施する普及啓発・教育事業※も補助対象となります。

※ 以下のいずれかの要件に合致する事業であれば、補助の対象となります。

- ① 水源保全地域で行う活動経験に基づいて、水源保全地域以外で実施する普及啓発・教育事業。
- ② 水源保全地域で他団体が主催する活動への参加経験に基づいて、水源保全地域以外で実施する普及啓発・教育事業。

### 補助金を活用した事業例



森林整備活動



間伐材を活用した製品の製作



水質調査活動



森林教室の実施

## Q1 事業対象地域について教えてください

### A 「特別対策事業に類する事業」

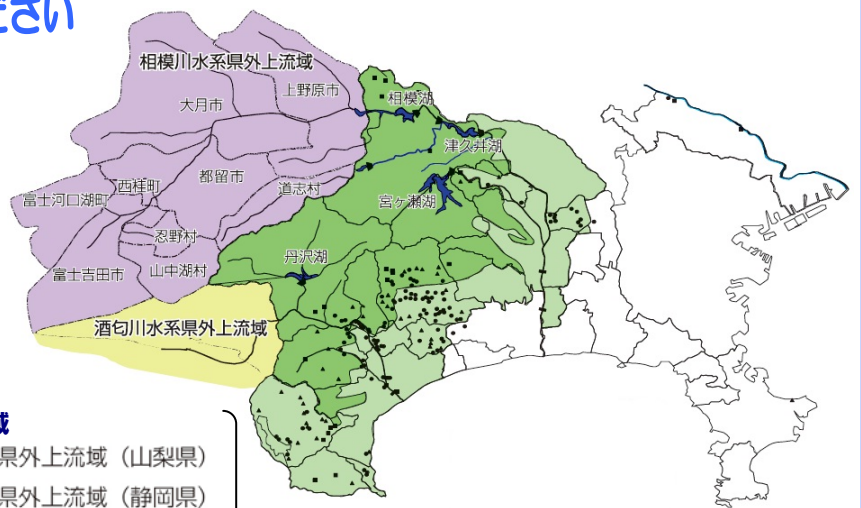
→ 神奈川県内水源保全地域内で行う事業

### 「普及啓発・教育事業」

→ 神奈川県全域及び県外水源保全地域内で行う事業

### 「調査研究事業」

→ 対象地域の制限なし



- |   |   |
|---|---|
| <p><b>県内水源保全地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水源の森林エリア</li> <li>■ 地域水源林エリア</li> </ul> | <p><b>県外水源保全地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 相模川水系県外上流域（山梨県）</li> <li>■ 酒匂川水系県外上流域（静岡県）</li> </ul> |
|---|---|

## Q2 どのような活動が補助の対象になりますか？

A 次のような活動が補助の対象となります。

### 1 特別対策事業※に類する事業

- ① 森林の保全・再生事業  
(荒廃した森林の整備<間伐、枝打ち、下草刈、植樹>等)
- ② 間伐材の利活用促進事業  
(間伐材を利用した製品の製作 等)
- ③ 河川・地下水の保全・再生事業  
(河川の浄化対策、地下水かん養対策 等)
- ④ その他の特別対策事業  
(水環境モニタリング 等)

### 4 資機材の購入

1～3の事業実施にかかる資機材の購入

### 2 水源環境に関する普及啓発・教育事業

水源保全地域における活動プログラム(植樹・間伐体験教室、川の自然観察会など)や、その活動経験に基づく学習プログラム(児童・生徒への水源環境教育など)を有する、水源環境の保全・再生のための事業

### 3 水源環境に関する調査研究事業

神奈川県の水源環境の保全・再生のための事業(水質調査、河川生物調査、樹林地調査、湧水地調査等)

※特別対策事業とは、「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に定める12の事業です。詳しくはホームページをご覧ください。

## Q3 補助率や補助上限額について教えてください

A 補助率や補助上限額は、次のとおりとなっています。

部門	申請区分	補助率	上限額	対象経費	控除経費
定着支援部門	1 森林の保全・再生事業	10/10以内	整備面積に応じ、 ①1ha未満:10万円 ②1ha以上3ha未満:30万円 ③3ha以上:50万円	事業の実施に直接要する経費	事業に係る国又は地方公共団体などの補助金等の収入
	2 間伐材の利活用促進事業	同上	50万円		
	3 河川・地下水の保全・再生事業	同上	同上		
	4 その他の特別対策事業	同上	同上		
	5 普及啓発・教育事業	1/2以内	20万円		
	6 調査研究事業	同上	50万円		
	7 資機材の購入※1	1~4は10/10以内 5・6は1/2以内	累計20万円※3		
高度化支援部門	1 森林の保全・再生事業	8/10以内	整備面積に応じ、 ①1ha未満:20万円 ②1ha以上3ha未満:60万円 ③3ha以上:100万円	事業の実施に直接要する経費	事業に係る国又は地方公共団体などの補助金等の収入
	2 間伐材の利活用促進事業	同上	100万円		
	3 河川・地下水の保全・再生事業	同上	同上		
	4 その他の特別対策事業	同上	同上		
	5 普及啓発・教育事業	1/2以内	40万円		
	6 調査研究事業	同上	100万円		
	7 資機材の購入※2	1~4は8/10以内 5・6は1/2以内	1~4は累計50万円※3 5・6は累計20万円※3		

### 定着支援部門とは？

水源環境保全・再生に係る市民事業の定着を図ろうとする団体(申請事業に類する活動を始めて概ね3年以内の団体)を対象とする部門です。

### 高度化支援部門とは？

水源環境保全・再生に係る市民事業の高度化を図ろうとする団体(申請事業に類する活動を概ね3年以上継続している団体)を対象とする部門です。

複数の申請区分を同時に申請することができます。

例：水源保全地域で実施する「森林の保全・再生事業」と、その経験を基に、水源保全地域以外で「普及啓発・教育事業」を実施する。

※1  
チェンソーや刈払機など高度な技術や資格等を必要とする機材は、補助対象外です。

※2  
チェンソーや刈払機など高度な技術や資格等を必要とする機材は、安全講習会の修了証明書に類するものを、補助期間中に取得することを補助要件とします。

※3  
過去の補助金額(実績)を累計した金額が上限額となります。

## Q4 どのような市民団体が補助の対象になりますか？

A 主に次の要件を満たす団体が対象となります。

- ①5人以上で構成されていること(NPO法人でなくても対象となります)
- ②代表及び会計責任者を定め、団体の活動についての会計処理が明確化されていること
- ③神奈川県から補助金を交付されていないこと、また、神奈川県が構成員となっていないこと 等

## Q5 申請に係るスケジュールを教えてください

A スケジュールは、次の予定です。

平成27年	11月	募集案内配布
	12月15日(火)	申請受付開始
平成28年	1月14日(木)	申請締め切り → 予備審査
	2月中旬	一次選考(書類審査)
	3月上旬	二次選考(公開プレゼンテーション)
	4月上旬	交付決定

- 「募集案内」は、県ホームページに掲載するとともに、各地域県政情報センター等に配架する予定です。
- 公開プレゼンテーションの対象となった場合は、必ずご出席いただきます。
- 補助金の支払は、原則、事業完了後になります。

## Q6 申請するためにはどのような準備が必要ですか？

A まずは、次の3点をご準備ください。

- ①5人以上の団体であることの証明書類(団体の定款(規約)及び会員名簿)の作成
- ②申請事業の活動計画(事業の目的・内容、必要経費の積算、将来の展望など)の作成
- ③事業実施に必要な調整・調査(地権者との調整、法令上の許認可の要否など)の実施  
→募集案内を参考に、申請書類を作成してください。

**この補助金は、県議会における県予算の議決に基づき、正式に交付されます。**

### 問い合わせ先

神奈川県環境農政局水・緑部水源環境保全課(調整グループ)  
神奈川県横浜市中区日本大通1  
電話:045(210)4352(直通) FAX:045(210)8855  
E-mail:suigenkankyo@pref.kanagawa.jp

かながわ 市民事業支援補助金

検索



ぜひ、ご活用ください

水源環境保全・再生  
イメージキャラクター  
しずくちゃん